

奈良県告示第四百八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十九年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

大深町（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十  
九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

五條市大深町四九四番一	一号及び十九号
〃	六二五番二 二号
〃	六二五番一 三号及び四号
〃	六二八番 五号から七号まで
〃	六一九番 八号
〃	六〇一番 九号
〃	六〇五番 十号
〃	六〇〇番 十一号
〃	五九九番二 十二号
〃	六二一番 十三号
〃	六二四番 十四号から十七号まで
〃	四九六番 十八号